

第70号 社協だより

発行日：令和4年7月1日
発行所：社会福祉法人喜界町社会福祉協議会
〒891-6201
喜界町赤連22番地（老人福祉センター内）
Tel 65-0887・0449
<http://kikai-shakyo.org/>

令和4年度事業計画

新型コロナウイルスの感染拡大は、国内は基より全世界で地域経済や生活全般に大きく影響を与えています。このため人と人が互いに距離を取り、接触をする機会を減らすことが求められ、地域住民によるボランティア活動の休止や活動自粛が余儀なくされています。

また、今年に入り第六波と言われる新たな変異株の感染拡大が起きています。こうした中、令和4年度の事業計画においては、感染予防対策の徹底とICTやソーシャルメディアを活用した既存事業の継続実施を重点目標に定めました。

既存事業では、特に介護人材の確保・養成に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少や失業で生活に困っている方の相談支援と生活福祉資金の貸し付けの体制強化を図ります。

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策の徹底と事業継続
- (2) 自立支援事業及び生活福祉資金の相談体制整備
- (3) 介護人材の確保・養成

運 営 ・ 管 理			
事業名	対象者	内 容	備考
①理事会	理事	事業報告・決算、事業計画・予算、補正	
②評議員会	評議員	事業報告・決算、事業計画・予算、補正	
③福祉センター運営・管理	福祉団体	福祉団体及びボランティア団体への施設の貸出及び施設の管理	

地域福祉・在宅福祉			
事業名	対象者	内 容	備考
①長寿会スポーツ大会の協力	高齢者	長寿会連合会スポーツ大会の運営協力	
②ゲートボール大会の協力	高齢者	ゲートボール大会の運営協力	
③車いす等介護用品の無償貸出	高齢者 障害者	車いす・歩行器等の介護用品の無償貸出（最大1カ月）	
④在宅福祉アドバイザー及びネットワーク推進員研修会	アドバイザー 協力員等	地域見守りネットワークを構成するアドバイザー及び協力員の研修を行う	1回

⑤住民座談会の開催	集落単位	地域の福祉課題や社協の事業についての説明会の開催	随時
⑥地区連絡会の開催	関係者	見守りネットワークの構築及び情報交換を行う	随時
⑦生活困窮者自立相談支援事業（くらし・しごとサポートセンター）	個人	生活に関わる様々な相談を受け付け、必要な支援を計画的に行います（自立相談支援・就労準備支援・一時生活支援・家計改善支援・学習支援）	
⑧福祉タクシー業務	要支援 要介護	事前の予約に基づき、移動困難者に病院等への移送を行います	
⑨生活福祉資金貸付	地域住民	低所得世帯及び障害者・高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助・指導を行う	
⑩法外援護資金貸付	地域住民	低所得世帯に対し、緊急不測の出費等に要する資金の貸付を行い、一時的困窮の救済を行う	
⑪ふれあいいきいきサロン	高齢者	指導員を派遣し毎月1回開催し、ゲームや体操、歌や踊りで介護予防・健康維持を図ります	19集落
⑫福祉サービス利用支援事業	判断力が低下した方	福祉サービス利用のための申請・諸手続きの支援、通帳（金銭管理）や書類を預かり計画的に払い出し・保管します	
⑬成年後見事業（中核機関運営管理）	判断力が低下した方	成年後見制度に関する相談及び法人後見、成年後見に関する一連の取り組みを行う	
⑭無料職業紹介事業	地域住民	求人側と求職者側との間の調整を無料で行う	

ボランティア関係

事業名	対象者	内容	備考
①ボランティア連絡協議会	関係団体 個人	ボランティア関係者が一堂に会し、情報提供や意見交換を行い、活動の活性化を図る	1回
②ボランティア講座の開催	地域住民	町づくりとしてのボランティア活動の人材を育成するために、講演会や体験活動を行う	1回
③ボランティア登録・斡旋	地域住民	予め活動の内容を登録してもらい、受け手と担い手の調整を行う	
④ボランティア保険の加入促進	地域住民	ボランティア活動の損害保険受付（活動保険・行事用保険）	
⑤児童・生徒のふれあいボランティア活動事業	児童・生徒	学校外でのボランティアや地域行事への参加に対しポイントを付与。10ポイントごとに認定証の発行を行う	
⑥保健福祉ネットワーク相互事業（有償ボランティアの実施）	高齢者 障害者	有償ボランティア担い手の養成、制度の狭間の生活支援サービスの実施	

介護保険事業			
事業名	対象者	内容	備考
①居宅介護支援事業	要支援 要介護	介護支援専門員が、適切な在宅介護支援（ケアプランの作成・サービス調整）を提供します	
②訪問介護事業	要支援 要介護	介護福祉士又は訪問介護員養成研修修了者が身体介護又は家事援助を提供します	
③訪問入浴介護事業	要支援 要介護	自宅において移動入浴車による入浴介助を提供します	
④福祉用具貸与事業	要支援 要介護	電動ベッドや車いす、歩行器等の貸出を行います	
⑤福祉用具販売	要支援 要介護	ポータブルトイレやシャワーチェア等の介護用品の販売を行います	
⑥小規模多機能ホーム十五夜	要支援 要介護	通所を中心に宿泊、訪問の介護サービスを適切に組み合わせて提供します	登録25名 通所12名 宿泊5床
⑦グループホームがじゅまる	要支援 要介護	認知症により介護を必要としている方が安心と尊厳のある生活を営むことができるよう、入所介護サービスや通所介護サービスを提供します	入所9床 通所3名

障害福祉サービス			
事業名	対象者	内容	備考
①居宅介護事業	障害者等	介護福祉士又は居宅介護従事者が身体介護及び家事援助を提供します	
②相談支援事業	障害者等	相談支援専門員を配置し、障害者（児）の方のサービス計画の作成や、相談・支援を提供します	

その他			
事業名	対象者	内容	備考
①共同募金事業への協力	地域住民	共同募金・歳末たすけあい募金活動に対する地域住民の理解や協力を得る	
②日本赤十字事業への協力	地域住民	災害救援物資の配布及び見舞金の給付、会員募集や災害義援金の募集を行う	
③苦情解決に関する第三者委員会の開催	サービス利用者等	第三者委員を3名配置し、福祉サービスについての利用者からの相談や苦情解決にあたる	
④広報誌の発行	地域住民	広報誌「社協だより」の発行（全戸配布）	4回
⑤行政無線の広報	地域住民	災害義援金の募集について周知する	
⑥関係福祉団体への助成・連絡協調	関係団体	長寿会連合会、民生委員・児童委員協議会、身体障害者協会、母子寡婦福祉会、手をつなぐ育成会、NPO法人子ども支援ネットワークめばえ	

令和4年度収支予算

社会福祉法人喜界町社会福祉協議会 令和4年度予算書

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	
事業活動による収支	収入	会費収入	850,000	850,000	0
		寄付金収入	1,300,000	1,300,000	0
		経常経費補助金収入	4,021,500	4,057,835	-36,335
		受託金収入	14,423,000	15,096,900	-673,900
		貸付事業収入	300,000	500,000	-200,000
		事業収入	10,439,400	9,319,400	1,120,000
		介護保険事業収入	152,655,600	155,659,000	-3,003,400
		障害福祉サービス等事業収入	3,185,000	3,125,000	60,000
		受取利息収入	10,000	10,000	0
		その他の事業収入	685,000	535,000	150,000
		その他の収入(利用者外給食費収入等)	2,100,000	1,950,000	150,000
		その他の収入(雑収入)	120,000	168,000	-48,000
		事業活動収入計(1)		190,089,500	192,571,135
	支出	人件費支出	143,262,600	143,479,956	-217,356
		事業費支出	19,001,000	21,281,300	-2,280,300
		事務費支出	17,643,500	18,315,644	-672,144
共同募金配分金事業費		947,500	1,023,835	-76,335	
貸付事業費支出		300,000	500,000	-200,000	
助成金支出		120,000	120,000	0	
負担金支出		60,000	60,000	0	
支払利息支出		0	10,000	-10,000	
その他の支出	30,000	30,000	0		
事業活動支出計(2)		181,364,600	184,820,735	-3,456,135	
事業活動収支差額(3) = (1) - (2)		8,724,900	7,750,400	974,500	
に施設整備等	収入	施設整備等補助金収入	0	0	0
		施設整備等収入(4)	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還金支出	0	0	0
		固定資産取得支出	2,200,000	2,398,800	-198,800
		施設整備等支出(5)	2,200,000	2,398,800	-198,800
施設整備等収支差額(6) = (4) - (5)		-2,200,000	-2,398,800	198,800	
よその収支活動額に	収入	積立資産取崩収入	0	0	0
		その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出	その他の活動による支出	5,059,100	4,823,000	236,100
		その他の活動支出計(8)	5,059,100	4,823,000	236,100
その他の活動収支差額(9) = (7) - (8)		-5,059,100	-4,823,000	-236,100	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)		1,465,800	528,600	937,200	

成年後見制度コーナー

今回は具体的に成年後見人が選任された事例を紹介いたします。

○ 後見開始事例

- ア 本人の状況：統合失調症
- イ 申立人：叔母
- ウ 成年後見人：司法書士
- エ 概要

本人は2年前に統合失調症を発症し、半年前から幻覚や妄想等の症状が悪化したため、入院中。家族構成は母一人子一人であったところ、その母が2ヶ月前に死亡した。唯一の親族である叔母は、引き続き本人が生活に必要な医療や福祉サービスを受けられるようにしたり、本人が亡母から相続した自宅の登記手続や自動車の処分等を行えるようにしたりするため、後見開始の審判の申立をした。家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始された。叔母は遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、後見事務として不動産の登記手続等が想定されたことから、司法書士が成年後見人に選任された。

○ 成年後見人の申立てをしない場合の事例

- ア 本人の状況：知的障害
- イ 申立人：町長
- ウ 成年後見人：司法書士
- エ 概要

本人には重度の知的障害があり、現在は特別養護老人ホームに入所している。本人は多額の預貯金があり、その管理をする必要があるとともに、介護保険制度の手続きをする必要がある。本人には身寄りがなく、契約手続きが難しいことから、町長が障害者総合支援法の規定に基づき、後見開始の審判の申立を行った。家庭裁判所の審理の結果、成年後見人には、司法書士が選任され、介護保険の手続きや、その他のサービスについて契約を締結することができた。

○ 親族以外の第三者が成年後見人に選任された事例

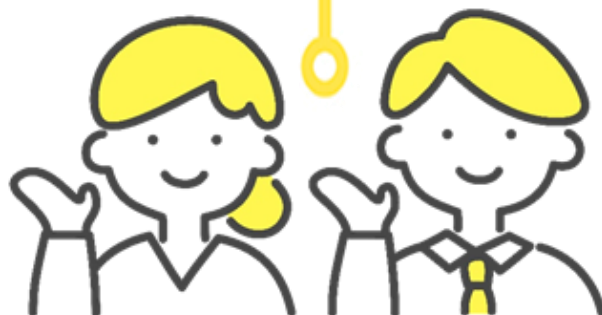
- ア 本人の状況：重度の知的障害
- イ 申立人：母
- ウ 成年後見人：社会福祉士
- エ 概要

本人は、一人っ子で重度の知的障害があった。長年母と暮らしており、母は本人の障害年金を事実上受領し、本人の世話をしていた。ところが、母が脳卒中で倒れて半身不随となり回復する見込みがなくなったことから、本人を施設に入所させる必要が生じた。そこで、本人の財産管理と身上監護に関する事務を第三者に委ねるために後見開始の審判を申し立てた。家庭裁判所の審理を経て、後見が開始された。本人の財産と将来相続すべき財産はわずかであり、主たる後見事務は本人が今後施設で生活することが適切かといった身上監護の面にあることから、社会福祉士が成年後見人に選任された。

※この事例は過去の「成年後見関係事件の概況」から引用した事例です。

本会では中核機関として成年後見制度の相談窓口を開設しています。お気軽にお問い合わせください。

電話 58-5588 (担当 界田・盛澤)



居宅介護支援事業所 職員紹介

居宅介護支援事業所には3名のケアマネジャーが在籍しており、介護に関する相談やケアプランの作成、介護サービスの調整等の業務を行っています。

【左】大友勝仁（上嘉鉄東）

ケアマネジャーになり、今年で11年目となりました。介護保険の制度も喜界島の状況も、日々少しずつ変わっていくのを体感しています。これからも少しでも町民皆様のお役に立てるよう日々精進していきたいと思っています。

【中】向アキミ（佐手久）

介護保険の始まりからケアマネジャーとして誇りを持って仕事を続けてこられたのも、利用者様やご家族の笑顔と言葉です。ありがとうございます。これからも利用者様やご家族が笑顔で過ごせる様に他の事業所と情報共有を図り、支援していきたいと思えます。

【右】織田将士（志戸桶）

今年、ケアマネジャーデビューになります。ケアマネには受験資格に法定資格が必要ですが、私は看護師として約20年のキャリアがあります。医療にも強く、フットワークの軽いケアマネジャーとして、町民皆様の幸せの一助になれるよう頑張ります。



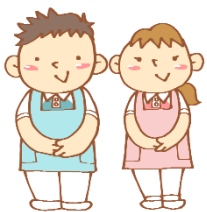
介護サービスの利用等
お気軽にご相談ください♪

↓↓↓ わたしたちと一緒に働いてくれる方を募集しています ↓↓↓

介護職員・サロン指導員募集！！

本会では、訪問介護事業所の介護職員、及びいきいきサロンの指導員を募集しています。

訪問介護事業所



勤務時間：週1回1時間～

ご自身の都合に合わせて無理なく働けます。

給与：時給1,000円～ 資格や経験等によります。

資格：介護職員初任者研修修了以上

資格をお持ちでない方には、資格取得のための支援を行います。ご相談ください。

仕事内容：利用者様の自宅を訪問しての身体介護、生活援助

(買い物・掃除・洗濯・オムツ交換・入浴介助・服薬確認等)

サロン指導員



勤務時間：1回あたり3時間程度

資格：資格不要

仕事内容：各集落で開催しているいきいきサロンの指導員です。

高齢者が軽い体操や歌、ゲームを楽しみながら健康作りができるようサロン活動を行います。

※応募資格はすべて概ね60歳までとします。

新任研修がありますので、安心して働くことができます。履歴書を提出して頂いた上で、後日面接となります。気になる点がありましたらお気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先 TEL 65-0449) 担当：カイダ



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金が活用されています。